

# とくしま 農業委員会だより

第121号

令和4年7月25日発行

編集・発行

徳島市農業委員会  
徳島市幸町2丁目5番地  
TEL 621-5393・5394

農業婚活

「田畑もご縁も実らせ隊」  
～農業委員が縁結び～

会員募集中!

徳島市農業後継者パートナー事業推進協議会（徳島市農業委員会・JA徳島市）では、農業後継者の婚活をサポートしています。会員登録していただいた独身男女を農業委員がお引き合わせします。

まずは登録から始めてみませんか。

登録

### 登録に必要なもの

- ① マッチングシート（登録用・公開用）
- ② 誓約書
- ③ 写真（顔写真・全身写真）※スナップ写真可  
※①②は農業委員会事務局、JA各所にあります。  
市ホームページからダウンロードもできます。

### 受付窓口

- ① 農業委員会事務局（窓口・郵送）
- ② 農業委員・農地利用最適化推進委員  
※受付時に免許証等で本人確認をさせていただきます。

情報提供

登録者に異性の方のマッチングシート（公開用）を送付。

お相手探し

気に入ったお相手が見つかったら、お見合いの申込み。  
※独身証明書の提出をお願いします。

お見合い

お相手の方も了解なら、いざお見合い。  
農業委員が同席して、初めての2人の出会いをサポートします。

登録できるのは…

20歳以上の方で、

- ① 徳島市で農業に従事している方か、農家の後継者または、
- ② ①の人と結婚し、徳島市に住んでもよいと考えている方です。

※現在、男性10人・女性3人の方が登録されています。



※登録料・年会費は不要です。（ただし、お見合いの際のお茶代等の実費についてはご負担ください。）

※マッチングシートに記載された個人情報、徳島市個人情報保護条例に基づき適切に管理し、目的以外の利用や第三者への提供は行いません。

詳しくは…徳島市ホームページをご覧くださいか、  
徳島市農業委員会事務局（TEL621-5394）までお問い合わせください。



## 令和4年度の最適化活動の目標

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、農地等の利用の最適化活動を実施することとされており、毎年目標を設定し、点検・評価を行っています。

なお、令和4年度から、国の通知により「活動目標」が追加となったほか、「成果目標」についても、設定方法が変更となりました。

※最適化活動とは … ①担い手への農地集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進の3つの取組みを指します。

### 1 成果目標

#### (1) 農地の集積

現 状	管内の農地面積		これまでの集積面積		集積率	
		3,070 ha		889 ha		29.0 %
課 題	農業委員及び農地利用最適化推進委員による相談対応や訪問、日々の声掛け等により、農地の貸借につなげるべく努めているが、担い手の少ない地区が多く、集積率の向上は難しい。複数地区での情報共有の強化や人・農地プラン等による担い手の確保が必要。					
目 標	目標年度		集積率			
	令和11年度		67.0 %			
	今年度の新規集積面積		今年度末の集積面積（累計）		（目標）今年度末の集積率	
	146 ha		1,035 ha		33.7 %	

#### (2) 遊休農地の解消

現 状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地（※1）面積	うち緑区分（※2）の遊休農地面積	うち黄区分（※3）の遊休農地面積
	46 ha	24 ha	22 ha
課 題	今後も農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化・後継者不足による遊休農地の増加が見込まれる。発生防止や解消への呼びかけなど周知に努め、関係機関との連携による早期対応が必要。		
目 標	緑区分の遊休農地の解消		黄区分の遊休農地の解消方針
	解消目標面積		市農林水産課及び農地中間管理機構と協議を行い、基盤整備事業を視野に入れた工程表を策定する。
	4 ha		

※1 1号遊休農地とは… 現に耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地

※2 緑区分とは… 1号遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地

※3 黄区分とは… 1号遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地

#### (3) 新規参入の促進

現 状	令和元年度新規参入者	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者
		2 経営体 0.9 ha	6 経営体 1.1 ha
課 題	新規参入へ意欲のある耕作者を農業委員と農地利用最適化推進委員と連携し掘り起こしを行うとともに、耕作できる農地が速やかに確保できるよう、常に地域の農地の現状を把握する。		
目 標	新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 31.0 ha		

### 2 活動目標

#### (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	7 日/月
------------	-------

#### (2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

※ 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進

取組時期	取組項目	強化月間の内容
6月	①、②、③	地区相談会の実施等による地域農業者の農地相談対応や新規参入の掘り起こし
10月	②	農地利用意向調査の未回答者を中心とした意向聞き取り調査
1月	①、②、③	人・農地プラン座談会参加による担い手等との話し合い

#### (3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

相談会の時期、名称、場所、参加者数	令和4年6月、「農地・経営等地区相談」、JA各支所等、34人
相談会の内容	農地の貸し借りや新規参入など、地区ごとに農業委員等が農地や経営について相談を行う機会を設け、必要であれば市域全体で情報共有し、貸借や就農につなげる。

# 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

## 1 担い手への農地の利用集積・集約化

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積 (A)	これまでの集積面積 (B)	集積率 (B/A×100)	
	3,098 ha	409.5 ha	13.22 %	
目 標・実 績	集 積 目 標	集 積 実 績		
	310 ha	414.1 ha		
評 価	農業委員や農地利用最適化推進委員による呼び掛けや訪問等により、実績は目標を上回った。			

## 2 遊休農地に関する措置

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)	
	3,135 ha	37 ha	1.18 %	
目 標・実 績	解 消 目 標	解 消 実 績		
	18 ha	25.4 ha		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数 (実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		45 人	R3.8月～10月	R3.8月～10月
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	調査数	調査面積
	R3.8月～11月	R3.8月～11月	560 筆	48 ha
評 価	実績は目標を上回ったが、毎年新たな遊休農地が発生している。農地中間管理機構の活用や関係課と連携を図りながら遊休農地解消を進める必要がある。			

## 3 違反転用への適正な対応

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)	割合 (B/A×100)	
	3,098 ha	4.1 ha	0.13 %	
目 標・実 績	目 標	実 績		
	4.1ha	2.8 ha		
評 価	違反転用面積は、若干ながら減少させることができたが、さらに早期発見に努めるとともに転用指導を進める。			

## 農地の賃借料情報

令和3年1月から12月までに締結（公告）された、徳島市の市街化調整区域内の農地の賃貸借（利用権設定）における賃借料水準（10aあたり年額）は、次のとおりです。

農地の賃借料を決める目安としてご活用ください。

地 区	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	算出データ数
大地区1 (南部) (多家良・勝占・上八万・入田)	10,243	20,000	4,100	112
大地区2 (西部) (不動・国府・南井上・北井上)	12,896	25,000	4,461	221
大地区3 (北部) (川内・応神)	21,916	40,000	8,000	160
大地区4 (その他)	10,589	15,000	6,178	5

- (注) 1 この情報は、法的な効力・決定力を持つものではなく、あくまで参考値です。
- 2 この情報は、全ての作物についての平均値を算出したものです。作物の種類や、裏作の有無、ハウス栽培施設の必要性などによって異なりますので詳しくはお問い合わせください。

**【問い合わせ先】 徳島市農業委員会事務局 (TEL621-5393)**

## スマート農業（「農業」×「先端技術」）を始める方を支援します！

農業分野では、担い手の減少や高齢化により労働力不足が深刻な課題となっています。こうした課題の解消に向け、「スマート農業」の導入に対して、その経費の一部を助成します。

**「スマート農業」とは** … ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業  
（例：農業用ドローンやスマホで操作できる水田の水管理システム等）

### 【補助対象者】

- (1) 申請時に市内に居住し、市内のほ場で生産する農業者
- (2) 申請時に市内に本拠を置き、農作物の生産を行う法人
- (3) 申請時に市内に本拠を置き、市内で生産する3戸以上の農業者で組織され、定款又は規約を有する団体

※就農したばかりで所得の確定申告をしていない人や、自家消費のみの人などは対象外



### 【補助対象経費】

補助の対象となるもの	補助の対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマート機器等の本体、附属品（リモコン・バッテリー等）の購入費用又は機器のレンタル料 ※農林水産省が公表している「スマート農業技術カタログ」掲載機器（同等品可）</li> <li>●スマート機器等の設置工事費及び資材費 ※設置工事費は業者施工の場合に限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パソコン、タブレット等、他の用途にも広く使えるもの</li> <li>●通信費、燃料費、消耗品など</li> </ul>

### 【補助率】

- 消費税及び地方消費税を控除した額の1/2以内（千円未満切捨て）
- 上限は25万円

### 【交付条件】

- (1) 事業完了日から1年以内に利用状況報告書を提出すること  
随時の利用状況調査・意見交換会に協力すること
- (2) 事業完了日から3年間は適切な維持・管理を行うこと



### 【手続及び必要書類】

申請用紙に加えて、見積書や所得の申告書等の提出が必要ですので、事前にご相談ください。

### 【注意点】

- 交付決定前の購入・設置は補助対象になりません
- 原則として、交付決定後の補助額の増額変更は承認されません
- 年度途中において、申請期限を設定することがあります

【問い合わせ先】 徳島市農林水産課 産地づくり係 (TEL:621-5252)

# 農業者年金がさらに便利になりました！



ポイント

## 1

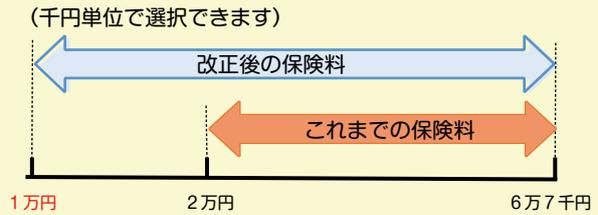
### 35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになりました。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました。）

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

- 次の①～⑤のいずれにも該当しない方
- ① 認定農業者かつ青色申告者
  - ② 認定就農者かつ青色申告者
  - ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
  - ④ 認定農業者又は青色申告者
  - ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】



ポイント

## 2

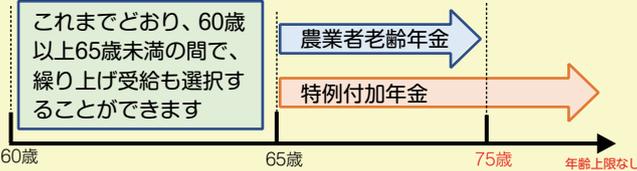
### 年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・ 農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・ 特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）



【年金の受給要件】

- 【農業者老齢年金】
- ・ 65歳以上であること
- 【特例付加年金】
- ・ 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
  - ・ 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
  - ・ 65歳以上であること

ポイント

## 3

### 加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

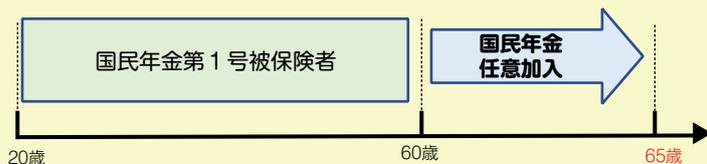
今まで農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者でしたが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになりました。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



または

徳島市農業委員会事務局（TEL621-5394）

までお問い合わせください

# 農地パトロールを実施します

農業委員会では、遊休農地の発生や違反転用を防ぐため、農地法に基づき、毎年、農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。今年も、8月から9月にかけて、農業委員と農地利用最適化推進委員が市内全域の農地を調査します。農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

## ◆ 遊休農地とは

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
  - ② その農業上の利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地
- ※ 作付けができていなくても、維持管理（草刈等）が行われていれば、遊休農地とはなりません。



## ◆ 遊休農地と判断したら

農地パトロールの結果、遊休農地と判断した農地の所有者等に対して、「利用意向調査」を行います。今後、どのように利用するのかについて、調査にご協力ください。

### <利用意向の選択肢>

- ① 農地中間管理機構に貸し付ける  
(次ページを参照)
- ② 自ら買い手や借り手を探して売却または貸し付ける
- ③ 自ら耕作する
- ④ その他（借り手、買い手を探してほしい等）

**利用意向調査の方法が変更になりました**

☆前年度に①を選択し、基準に不適合とされた農地も再度調査の対象となります。

☆遊休農地等の判定後、直ちに調査書を送付します。

☆調査から6か月後に現地確認をします。

## ◆ 改善されない場合は

利用意向調査後6か月を過ぎても、未回答だったり、農地が荒れたままだったり、作付けしないままだったりすると、固定資産税が増額になる場合や、相続税や贈与税の納税猶予の適用対象外となる場合があります。

## 遊休農地解消に向けて、農家の皆様のご協力をお願いします

遊休農地は、放置すると雑草が繁茂し、病害虫の発生やゴミの不法投棄等により周辺の住民や農地に悪影響を及ぼします。除草、病害虫の駆除等、適正管理をお願いします。

**【問い合わせ先】 徳島市農業委員会事務局 (TEL621-5393)**

## 農地を貸したい方、借りたい方！

### 農地中間管理事業をご活用ください

農林業センサスによると、徳島市の農業の担い手は、2010年(2,570経営体)から2020年(1,618経営体)までの10年間で、約3分の1(952経営体)減少しており、優良な農地をこれまでと同様に維持するには、担い手の育成はもとより経営規模の拡大が必要であり、農地の貸し借りの推進が一層重要になっています。

公益財団法人徳島県農業開発公社は、「農地中間管理機構」として知事の指定を受け、市町村や農業委員とともに、農地の貸し借りを推進しています。



#### 農地中間管理事業とは

- 農地中間管理機構が、農地の「貸したい方」と「借りたい方」の仲介をする制度です。
- 農地中間管理機構は、公的機関なので、安心して農地の貸し借りができます。

#### 農地を貸したい方

市町村で受付

貸付希望者リストに登録



貸付

#### 徳島県農地中間管理機構

リストを基に賃料や貸借条件等について調整  
 ※市街化区域は対象外です。  
 ※条件により成立しないこともあります。

転貸



#### 農地を借りたい方

市町村・農地中間管理機構で受付

借受希望者リストに登録

#### 貸し手のメリット

- ・契約期間が終了すると、農地は確実にお手元に戻ります。(再契約も可能)
- ・賃借料は、機構からまとめて支払われます。
- ・貸付農地の贈与税・相続税の納税猶予は継続されます。
- ・所有する全ての農地を10年以上機構に貸し付けた場合、一定期間(3年または5年)固定資産税が減額されます。

#### 借り手のメリット

- ・経営規模の拡大や集積ができます。
- ・農地を安心・安定して借りることができます。
- ・地主が複数いても、農地の借受先は全て機構なので、賃借料の支払いが簡単です。



【問い合わせ先】 公益財団法人徳島県農業開発公社 (TEL 624-7247)  
 または徳島市農林水産課 農政企画係 (TEL 621-5246)

## 低コストで持続的な法人農業で後継者育成！

隣町の神山町で法人を設立し、低コストで持続性のある農業を営み、今後徳島市にも進出したいという佐々木正實さん（75歳）を紹介します。

佐々木さんは、東京で商社マンをしていましたが、昭和54年に神山町に帰郷し、農業に従事しました。平成6年に大手商社と事業を行うにあたり（有）ファーム神山 を設立し、その後パセリの生産で中国にも進出した先駆者です。



現在は、露地30アール、ハウス30アールでサラダリーフを中心に様々な野菜を生産・販売しています。特に地元のスタチの搾りかす約60トンと10ヘクタール分のもみ殻をメインに堆肥を自家製造し、肥沃な土で生産した野菜は柔らかで甘味があり、地元スーパーを始め、関西の大手ホテルへも出荷し、コロナ禍以前より出荷量も伸びているとのこと。

さらに、低コストでの生産を目指し、トラクター等の大型機械を使わず、管理機での生産を行うなど農法にも工夫をしているそうです。

また、積極的に若者の研修を受け入れて、後継者の育成にも尽力されています。現在男性3人、女性4人の移住従業員が働く職場となっています。

その中の一人、三澤勉さん（30歳）は、岡山県出身で、徳島大学を卒業後、地元企業に勤めていましたが、5年前に農業に憧れて移住をしました。自分達が作った野菜がおいしいと言ってくれるのが励みになっているとのこと。

このような佐々木さんの取り組みは、徳島市においても、持続可能な農業を実現する参考となるのではないのでしょうか。



勝占地区 農業委員  
野口 俊廣

### とくしま農業委員会だよりの 配付方法が変わりました。

とくしま農業委員会だよりは、これまでJA徳島市に御協力いただき、JAニュース「びざん」とともに農家各世帯にお届けしておりましたが、JAの店舗統廃合に伴い、今号から次の場所での設置対応となります。

ご不便をおかけしますが、是非、手に取ってお読みください。

#### 【設置場所】

- ・JA徳島市の各支所・事務所
- ・本市の各支所・コミュニティセンター
- ・農業委員会事務局窓口

※本市ホームページにも掲載しています。

※年2回発行（7月・1月）

### 全国農業新聞を購読しませんか！

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業総合専門紙です。「週刊」新聞の特色を生かし、情報をわかりやすく解説的にまとめています。さらに、全国47都道府県に支局があり、地域の話題やイベント情報なども掲載しています。

- ◆発行日 毎週金曜日（月4回）
- ◆発行所 全国農業会議所
- ◆購読料 1か月700円（税込み）

購読のお申し込みは

徳島市農業委員会事務局

（TEL621-5394）まで

